泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」の使用に関する要綱

平成28年4月20日告示第10号

(目的)

- 第1条 この告示は、泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (キャラクターに関する権利)
- 第2条 キャラクターに関する一切の権利は、泉北環境整備施設組合(以下「組合」 という。)に属する。

(使用の申請)

- 第3条 キャラクターを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合及び組合が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ泉北環境整備施設組合管理者(以下「管理者」という。)の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、管理者に提出しなければならない。
- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) キャラクターの使用状況が分かる完成見本等
- (3) その他管理者が必要と認める書類 (使用の承認)
- 第4条 管理者は、前条に規定する使用申請があった場合は、その内容を審査し、 当該使用が組合事業の推進や組合のPRに寄与すると認めるときは、使用の承認 (以下「使用承認」という。)をすることができる。この場合において、管理者は、 必要があると認める場合には、キャラクターの使用方法その他について、条件を 付すことができる。
- 2 管理者は、使用承認を行ったときは、使用承認書(様式第2号)を申請者へ送付する。

(使用状況の報告等)

第5条 管理者は、キャラクターの使用状況等について、使用者に報告させ、又は 調査することができるものとする。

(使用承認の制限)

- 第6条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は承認しないものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するものと認める場合
 - (2)組合の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認め

られる場合

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12 2号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を 販売する場合
- (6) キャラクターの使用によって、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (9) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合
- (10)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関 係を有する者が利用する場合
- (11) その他承認することが不適当と認められる場合
- 2 前項の規定によりキャラクターの使用を承認しない場合は、使用不承認通知書 (様式第3号) により通知するものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料については、当分の間、無料とする。

(地位の承継)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

- 第9条 第4条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次 に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
 - (2) 指定された色、形状等を使用すること。
 - (3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
 - (4) 第4条の使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
 - (5) キャラクターを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、承認番号(「© 泉北環境整備施設組合とろすけ#○○○」又は「©SENBOKUKANK YOU TOROSUKE#○○○」)を、その商品、包装、広告等に表記すること。ただし、特別な理由により管理者が認めた場合は、この限りでない。

(承認内容の変更等)

- 第10条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式第4号)を管理者に提出し、管理者の承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項の変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当

と認めるときは、これを承認し、変更承認書(様式第5号)を交付する。 (承認の取消し)

- 第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認(前条に規定する変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し使用物件等の回収等の措置を請求することができる。
 - (1) 使用者がこの告示に違反した場合
 - (2) 使用者が第4条の使用承認に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
 - (4) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他キャラクターの使用継続が不適当であると認められた場合
- 2 管理者は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に使用承認取消書(様式第6号)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、前項の通知があった日以 後、当該使用物件を使用してはならない。
- 4 管理者は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この告示による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与し、及び商品、使用者等について組合の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 組合は、この告示による使用承認の申請に要した費用並びにキャラクターの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 組合は、キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、組合に影響が及ばないように処理するものとする。
- 3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により組合に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を組合に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 管理者は、キャラクターの使用承認の状況等について、広く使用促進を 図る観点から、キャラクターの使用承認の状況等について情報を公開することが できる。

(事務)

第16条 この告示に関する事務は、環境部資源循環型社会推進課が行う。 (その他) 第17条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」 使用申請書【商品以外】

年 月 日

泉北環境整備施設組合管理者 あて

郵便番号

住所

企業、団体等の名称

代表者職

代表者氏名

囙

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」を使用したいので、下記の とおり申請します。

また、泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」の使用に関する要綱の内容を理解し、同要綱に従うことに同意します。

記

 名称 									
使用区分 (該当する番号に○ をつけてください。)	1 印刷物 2 看板・店 3 WEB 上の 4 販促用の 5 その他	話舗壁面 使用				レツ	ト・名	刺等)	
具体的な内容 (配布数量・サイズ・配 布場所・広告回数等詳し く記載してください。)									
使用期間(2年以内)	年	月	日	から		年	月	日	まで
承認番号の記載場所									
連絡先	担当者名: 電話番号: E-MAIL:				FAX	:			

- (1) 使用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフ等、個人の場合はプロフィール)

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」 使用申請書【販売する商品(食品以外)】

年 月 日

泉北環境整備施設組合管理者 あて

郵便番号

住所

企業、団体等の名称

代表者職

代表者氏名

囙

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」を使用したいので、下記の とおり申請します。

また、泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」の使用に関する要綱の内容を理解し、同要綱に従うことに同意します。

記

名称 (※商品名への 「とろすけ」の使用は できません。)								
申請する商品の種類				京数(色 点で数 <i>え</i>	」・サイズ違 たる。)	合計		点
具体的な内容 (数量・サイズ・製造予 定数・販売価格等を詳し く記載してください。)								
販売場所 (あてはまる番号に○ をつけ、販売場所を詳し く記載してください。)	1組合市内	(泉大津市、	和泉市、高	石市)	2組合市	`外	3その	他
使用期間(2年以内)	年	月	日	から	年	月	日	まで
承認番号の記載場所								
連絡先	担当者名: 電話番号: E-MAIL:				FAX:			

- (1) 使用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフ等、個人の場合はプロフィール)

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」 使用申請書【販売する食品】

年 月 日

泉北環境整備施設組合管理者 あて

郵便番号

住所

企業、団体等の名称

代表者職

代表者氏名

钔

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」を使用したいので、下記のとおり申請します。

また、泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」の使用に関する要綱の内容を理解し、同要綱に従うことに同意します。

記

名称 (※商品名への 「とろすけ」の使用はで きません。)									
加工食品の製造場所	1組合	市内(身	· 大津市、	和泉市、	高石市)	2 組	.合市外	•	
販売場所 (あてはまる番号に○ をつけ、販売場所を詳し く記載してください。)	1組合市内	(泉大津市	、和泉市、	高石市	·)	2組合市	'外	3その(也
申請する商品の種類					女 (色・ 数える。	用量違い)	合計		点
具体的な内容 (販売価格・製造予定数 等を詳しく記載してく ださい。)									
使用期間(2年以内)		年	月	日	から	年	月	日	まで
承認番号の記載場所									
連絡先	担当者名: 電話番号: E-MAIL:					FAX:			

- (1) 使用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフ等、個人の場合はプロフィール)
- (3) 「製造又は販売に係る保健所の営業許可証(写)」及び「製造又は販売する店舗一覧(任意様式)」
- (4) 「製造許可証」及び「販売先一覧」

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」 使用承認書

 承認第
 号

 年
 月

郵便番号 住所 企業、団体等の名称 代表者職 代表者氏名

泉北環境整備施設組合管理者

年 月 日付けで、使用申請のありました泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」の使用について、下記のとおり承認します。 なお、使用に当たっては、下記の事項を留意願います。

記

1 使用承認年月日: 年 月 日

2 使用期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

3 名称及び種類 :

4 遵守事項

- (1) 承認を受けた内容しか使用できません。
- (2)商品等の使用に際して、「©泉北環境整備施設組合とろすけ#○○○」又は「© SENBOKUKANKYOU TOROSUKE#○○○」を商品、包装等に表記してください。
- (3) 完成された商品等を速やかに提出してください。提出が困難な商品等については、写真等でも構いません。
- (4) 使用に関する権利を、第三者に譲渡及び転貸することはできません。
- (5) 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、泉北環境整備施設組合は一切の責任を負いません。

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」 使用不承認通知書

年 月 日

郵便番号 住所 企業、団体等の名称 代表者職 代表者氏名

泉北環境整備施設組合管理者

年 月 日付けで、使用申請のありました泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」の使用について、下記の理由により承認できませんでしたので通知します。

記

【理由】

※教示文

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」 変更申請書

年 月 日

泉北環境整備施設組合管理者あて

郵便番号 住所 企業、団体等の名称 代表者職 代表者氏名

囙

年 月 日付け、承認第<u></u>号で承認を受けた泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」の使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の承認を受けている申請内容 (全てお書きください。)	変更する内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)
名称 (※商品名への「とろすけ」の使用はできません。)		
大きさ・デザイ ン・形等の変更		
数量・販売先・ その他の変更		
追加する点数		
使用期間(2年間)		
担当者 氏名 電話番号		

- (1)変更する内容が分かる見本
- (2) 当初の使用承認書の写し

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」 変更承認書

年 月 日

郵便番号 住所 企業、団体等の名称 代表者職 代表者氏名

泉北環境整備施設組合管理者

年 月 日付けで、変更申請のありました泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」の使用について、下記のとおり許諾します。 なお、使用に当たっては、下記の事項を留意願います。

記

名称及び種類 :

【遵守事項】

- (1) 承認を受けた内容しか使用できません。
- (2)商品等の使用に際して、「⑥泉北環境整備施設組合とろすけ#○○○○」又は「⑥ SENBOKUKANKYOU TOROSUKE#○○○○」を商品、包装等に表記してください。
- (3) 完成された商品等を速やかに提出してください。提出が困難な商品等については、写真等でも構いません。
- (4) 使用に関する権利を、第三者に譲渡及び転貸することはできません。
- (5) 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、泉北環境整備施設組合は一切の責任を負いません。

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」 使用承認取消書

年 月 日

郵便番号 住所 企業、団体等の名称 代表者職 代表者氏名

泉北環境整備施設組合管理者

年 月 日付け、承認第<u></u>号で承認しました泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」の使用について、下記の理由により使用承認を取り消しましたので通知します。

記

【理由】

※教示文